

平成 25 年度 事 業 報 告

当協会は、利用者の安全確保やサービスの質の向上を図るとともに、職員の働き易い環境を整備するため、老朽施設の計画的改築や職員処遇の充実などに取り組んできた。平成 25 年度における法人及び施設の運営全般については、特に大きな問題もなく、各種事業が経営理念及び経営方針に則り行われた。

平成 25 年度の主な状況については、先ず母子生活支援施設スタルト方南の本年度末廃止に向けた制度上の手続きを行ったほか、できる限り円滑に利用者が退所できるようその自立支援に努めた。また、方南隣保館保育園の改築については、平成 26 年 4 月からの仮設園舎での事業開始準備を行うとともに、新園舎の基本設計等を策定し、東京都及び杉並区と整備補助協議を行った。

平成 25 年 7 月末には北区から当協会に、平成 28 年度末での指定管理施設浮間さくら荘の廃止と併せ、区有地での新特養・保育所複合施設の整備・運営について打診があった。これを受け、9 月 18 日の理事会・評議員会において、当該複合施設の整備・運営に前向きに取り組むこととされ、北区の事業予定者審査会の妥当性審査を経て、2 月に当協会が事業予定者として決定した旨の通知を受理した。

一方、高齢者施設においては、平成 24 年度介護報酬の改定に伴う影響により厳しい収支状況が引き続き生じているほか、浮間さくら荘利用者(死亡)家族からの訴訟等があった。

1. 母子生活支援施設スタルト方南の廃止

大正 14 年 5 月に開設し、これまで 88 年間にわたって運営を行ってきたスタルト方南は、多くの母子世帯の自立支援に努めその使命を果たし、平成 26 年 3 月 31 日をもって廃止された。

当施設は保育園との合築施設であるが、現状を維持するまでの老朽改築整備についてはさまざまな課題を有していたため、協会内に方南隣保館保育園等建替計画検討委員会を設置し課題の整理を行った。また、この間 3 年余にわたり杉並区とも話し合いを重ねてきた。

最終的には、当協会理事会及び評議員会の審議において、母子生活支援施設の需要は社会的に低下傾向にあり、一方では、待機児童が大きな社会問題となっていることから、スタルト方南を廃止し、併設する方南隣保館保育園の拡充を図ることが、社会的要請に適うことと判断された。

課題の内容等

- ① 母子生活支援施設の需要は低下傾向にあり、今後の需要について不透明であること。
- ② スタルト方南は、平成 20 年度からの 4 年間にわたり暫定定員が設定され、経営を圧迫したこと。
- ③ 杉並区にはスタルト方南の他に母子生活支援施設がもう 1 か所あり、低下傾向にある需要に鑑み整備後の運営が危ぶまれること。
- ④ 改築の際には、改正された児童福祉施設最低基準により、居室の基準面積が現スタルト方南の設置時より約 3 倍となっていたため、現行の敷地面積では狭隘となり、20 世帯分を確保することが困難であること。
- ⑤ 20 世帯未満の定員による母子生活支援施設の運営は経営上困難であること。

当施設の廃止にあたっては、入所している利用者の生活及び処遇に万全を期しつつ、円滑に退所することができるよう、法人本部とスタルト方南は利用者への説明会を複数回にわたって行うとともに利用者の自立に向けた支援に努めた。一方、杉並区では入所継続会議の開催を増やすとともに、利用者への個別面談時期を前倒しして実施する等の対応を図った。この結果、平成 25 年 4 月当初施設に入所している利用者は 18 世帯であったが、平成 26 年 3 月 31 日までにすべての利用者が退所（措置替え 2 世帯、自立 16 世帯）したので、本年度末をもってスタルト方南は廃止となった。

なお、スタルト方南職員については、引き続き当協会で勤務を希望する職員全員を当協会他施設へ配置換えを行うこととした。

廃止に係る経過

- (1) 平成 24 年 11 月 20 日の理事会及び評議員会においてスタルト方南の廃止が決定。
- (2) 平成 24 年 11 月 27 日に杉並区は杉並区議会において「当協会が 11 月 20 日の理事会及び評議員会で平成 25 年度末にスタルト方南を廃止する決定をした」旨を報告した。
- (3) 平成 24 年 11 月 29 日（木）に本部及び施設が協力して第 1 回利用者説明会を開催した。出席は 20 名中 13 名で、当日配布したお知らせ（チラシ）は欠席者にも配布した。説明会では利用者から主として学童保育の拡充と退所後の相談体制等のアフターケアについて要望があった。
- (4) 平成 24 年 12 月 17 日（月）に第 1 回利用者説明会欠席者向けに第 2 回利用者説明会を開催したが、出席は第 1 回参加者も含め、20 名中

12名であった。利用者からの要望は第1回同様、主として学童保育とアフターケアであった。

- (5) 平成24年12月27日(木)に杉並区子育て支援課長等へ第1、2回利用者説明会の様子を報告し、利用者からの区への要望について伝え、同課長等から口頭で区の考え方を述べてもらった。
- (6) 平成24年12月27日(木)に東京都育成支援課に、「当協会が11月20日の理事会及び評議員会において、平成25年度末にスタルト方南を廃止する決定をした」旨を報告し、その際の理事会及び評議員会資料並びに議事録を提出した。
- (7) 平成25年2月8日(金)に第3回利用者説明会を開催し、第1、2回利用者説明会の要望に対する杉並区の回答を伝えた。出席は20名中7名であった。
- (8) 平成25年2月9日(土)に第3回利用者説明会欠席者向けに第4回利用者説明会を開催したが、出席は第3回参加者を含め、20名中4名であった。
- (9) 平成25年2月14日(木)に杉並区子育て支援課長、同課係長、子ども支援担当課長、同課係長に2月8日、9日の第3、4回利用者説明会の様子について説明した。
- (10) 杉並区はこれまで半年に一度の開催であった入所継続会議を3か月毎に行うこととし、更に利用者の不安等を解消するため、平成25年4月に行う予定の個別面談を1か月前倒しして3月から開始した。
- (11) 平成26年3月初旬に、既退所世帯へスタルト方南廃止に係る手紙(アフターケアについて、現スタルト方南職員の異動先について等)を送付した。
- (12) 平成26年4月1日付で、現スタルト職員については、長寿園施設長、弥生荘主任母子支援員、ハイツ尾竹母子支援員、弥生荘少年指導員兼事務員、方南隣保館保育園事務員、浮間さくら荘事務員にそれぞれ配置換えを行うこととした。なお、平成26年3月31日付で母子支援員1名(勤続1年)が退職した。

制度上の手続き等

- (1) 平成25年10月7日付で、児童福祉施設廃止承認申請書を杉並区を通じ東京都へ提出。
- (2) 東京都知事から児童福祉施設廃止承認書(平成25年11月8日付)受理。
- (3) 平成25年12月9日付で、スタルト方南の財産処分(整備費補助)承

認申請書を厚生労働大臣及び東京都へ提出。

- (4) 平成 25 年 12 月 11 日付で、方南施設の土地（国有財産分）に係る用途変更承認申請書を関東財務局東京財務事務所へ提出。
- (5) 平成 26 年 1 月 22 日付で、（定款に係る）基本財産処分承認申請書を東京都へ提出。
- (6) 東京都知事代理から（定款に係る）基本財産処分承認書（平成 26 年 1 月 28 日付）受理。
- (7) 関東財務局東京財務事務所長から「普通財産にかかる指定用途及び現状変更の承認について」（平成 26 年 2 月 20 日付）受理。
- (8) 平成 26 年 3 月 31 日付で、スタルト方南の財産処分（整備費補助）承認書を受理。

2. 方南隣保館保育園の改築

平成 25 年 3 月 22 日の理事会及び評議員会において、方南隣保館保育園改築に係る基本計画等が承認されたことにより、本年度は基本設計等の作成に取り組み当該事業を進めた。

また、仮設園舎設置場所については、適合する候補地がなかなか見当たらず、現園庭に設置することもやむを得ない状況であったが、現園舎から徒歩約 5 分の渋谷区笹塚 3 丁目の 3 階建て事務所ビルの 2 階部分を確保することができ、平成 25 年 5 月 20 日の理事会及び評議員会において承認された。

ついで、11 月に仮設園舎工事の入札及び工事契約の締結を行い、12 月から工事に着手し 3 月に完了した。3 月末に引っ越しを済ませ、平成 26 年 4 月からの仮設園舎での事業開始及び現園舎の速やかな解体工事着手に備えた。

本園舎工事については、3 月に入札及び一部工事契約の締結を行った。

3. 新特養・保育所複合施設の整備に向けた取り組み

特養 160 床（ショートステイ 16 床を含む、ユニット型 120 床、多床室 40 床）、在宅サービス、保育所 100 名程度からなる新複合施設の整備・運営について、より良い施設とするため、当該整備検討委員会を設置し検討を重ねるとともに、設計事務所も加わり限られた敷地面積での有効活用を念頭に、基本的な配置等の検討を行った。

- (1) 平成 25 年 11 月 18 日の理事会及び評議員会で承認された当該事業の基本方針をもとに、北区が定める提案要項に基づき事業計画等を作成し、12 月 10 日に北区へ提出した。
- (2) 平成 26 年 1 月 16 日に事業予定者審査委員会による妥当性審査が北区庁舎内で行われた。当日は協会側からのプレゼンテーション及び質疑応答

(計1時間半)、その後、審査委員による浮間さくら荘と王子隣保館保育園の視察が行われた。

- (3) 上記妥当性審査の結果を踏まえ、平成26年2月3日付で北区長から当協会を当該事業の事業予定者に決定した旨の通知を受理した。
- (4) 今後は、北区との協議を重ねながら、平成26年7月頃に都へ整備費補助申請及び協議を行う予定である。その後は平成27年6月頃に都から内示予定、平成27年11月頃から工事を着工、平成28年12月頃までに工事を終え、竣工検査、認可手続き等を行い、平成29年4月開設を予定している。

4. 利用者のサービス向上等を図るための検討会などの開催

利用者のサービス向上及び安全確保並びに事務の効率化等を図るため、①職員の定着に関する検討委員会、②災害に関する検討委員会、③方南隣保館保育園等建替計画検討委員会、④新会計基準移行検討委員会、⑤認定こども園勉強会の4検討会と1勉強会を実施した。

特に、災害に関する検討会では、職員の参集体制、東京都が発表した首都直下地震被害想定、各区市の策定した地域防災計画をもとにして、各施設の地震・防災対策に反映するよう検討を行った。

5. 保育士等処遇改善一時金の支給

待機児童の早期解消のため、保育所の整備等量的拡大を図る必要から、保育の担い手である保育士の確保が課題となっている。このため、保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士等処遇改善臨時特例事業が実施されたこととなった。

当協会では、6保育園の平成25年度の定期昇給経費及び平成25年4月1日の職員給与規程改正経費に加え、保育士等に一時金を支給することで、保育士等の処遇改善を図ることとした。

一時金の支給については、保育士等191名(うち常勤156名、非常勤35名)に対し、3月分給与支給日に併せて支給(平均約6万3千円)した。

6. 指定管理施設の継続

平成25年度末を持って指定管理期間が満了となる「汐入とちのき保育園」、「上十条南保育園」、「東日暮里サービスセンター」については、それぞれ平成26年度からの5年間について指定管理期間が更新された。

7. 介護報酬の改定に伴う高齢者施設の収支状況

平成 24 年 4 月の介護報酬改定の影響もあり収支状況が厳しくなっているので、高齢者施設は稼働率の改善に努めた。特に、デイサービスについては地域の居宅介護支援事業者への積極的な働きかけ等を行った。しかし、特養ではインフルエンザの流行、デイサービスでは他事業所との関係による利用者確保の問題等により、経営を改善するまでには至らず引き続き厳しい収支状況となっている。

稼働率の推移 (%)

施設・サービス	25年度稼働率	24年度稼働率	23年度稼働率	前年度比	
	(A)	(B)	(C)	(A) : (B)	(A) : (C)
長寿園					
特養	91.5	89.9	90.9	101.8	100.7
ショートステイ	62.8	71.3	78.4	88.1	80.1
浮間さくら荘					
特養	94.6	95.3	95.8	99.3	98.7
ショートステイ	129.6	122.2	126.5	106.1	102.5
通所介護	76	79.8	85.6	95.2	88.8
認知症型通所介護	62	63.2	72.6	98.1	85.4
東日暮里サービスセンター					
通所介護	69.8	70	81	99.7	86.2
認知症型通所介護	35.0	57.3	75.8	61.1	46.2
サービスセンター長沼					
通所介護	78.3	74	72.3	105.8	108.3
認知症型通所介護	60.1	59.2	49.2	101.5	122.2

8. 福山理事長の退任、西沢新理事長の就任

平成 18 年 6 月から当協会理事長の任に就き、多くの課題解決に尽力した福山嘉照理事長が 5 月 31 日付退任し、新たに西沢英雄理事長が選任された。

9. 東日暮里地域包括支援センターの受託法人公募への応募等

当協会東日暮里サービスセンターが設置されている建物の 1 階スペース(旧三丁目ひろば館跡地)に設置されることとなった東日暮里地域包括支援センターの運営について、荒川区が受託法人を公募した。

当協会は、5 月下旬に応募に係る提案文書を荒川区に提出し、7 月初旬にプレゼンテーションを行ったが、当該施設の受託法人は他法人(現行の地区担当法人)に決定したことが荒川区から伝達された。

これに伴い、同センターでは、当協会を含め三団体が各自の事業を行うこととなったため、利用者の安全確保等について万全を期すべく調整を図った。

10. 浮間さくら荘の現行エレベーターの安全対策

浮間さくら荘のエレベーター及び小荷物昇降機は、これまでたびたび事故が発生したため、北区へは当該エレベーターの交換等を視野に入れた抜本的な解決策を講じるよう申し入れを行ってきた。

今年度に入り北区ではエレベーターの交換等は困難であるという結論に至った。このような経過のなか、指定管理者の指定は平成28年度末をもって終了し、新特養・保育所複合施設の整備・運営につながった。

そこで、平成28年度末までの間のエレベーターの安全運行管理に万全を期すため、次の措置を講じた。

[点検の徹底化]

- ①これまで月1回の点検を月2回にし点検頻度を高める。
- ②点検作業チェックシートの項目を細分化・詳細化する。
- ③点検業者は部品交換計画書を提出する。

[運行管理]

- ①職員は小さな不具合をも見逃さず管理者に報告する。
- ②管理者は不具合を確認し必要に応じエレベーターの使用を中止させる。

[北区の協力]

- ①営繕課は専門的技術的な確認を行う。
- ②総合的な見地から浮間さくら荘に協力する。

11. 浮間さくら荘利用者（死亡）家族からの訴訟

平成25年10月下旬に浮間さくら荘の利用者（死亡）の家族から訴状が法人本部及び浮間さくら荘に届き、当協会顧問弁護士にその対応を委任した。

訴状の内容は、浮間さくら荘は元入所者に対して1日2,000ccの水分補給をしなければならないのに、僅かな水分しか与えず、高度の脱水症及び呼吸不全（肺炎）の状態になるまで放置し、これがもとで死亡したので損害賠償を請求する、というものであった。

当協会としては、浮間さくら荘は適切な介護を行っており、この訴状には明らかな事実誤認があると考えられるので、当協会の考え方を法廷で主張した。

11月、1月、3月に計3回の口頭弁論が東京地裁で行われた。

12. 職員研修会の開催

職員の資質向上に資するため、新規採用職員研修、メンタルヘルス等労務

管理研修会を実施したほか、関係団体等が開催する研修会に参加するとともに、各施設において職場内研修を実施した。

(1) 新規採用職員研修(1回目)

25年6月20日(月) 33名

(講師) 常務理事、施設長等

(特別講師) 東京家政大学准教授 平戸ルリ子氏

(2) 新規採用職員研修(2回目)

25年10月17日(木) 20名

(講師) 常務理事、施設長等

(特別講師) 東京家政大学准教授 平戸ルリ子氏

(3) メンタルヘルス等労務管理研修会

26年1月21日(火) 41名

(講師) エイデル研究所 君嶋信子氏

(4) 種別協議会等の開催する研修会への参加

(5) もくせい会(保育士の自主的な研修会)に対し開催経費の一部を助成

13. 苦情解決への取り組み

利用者サービスの向上に資するため、職員が利用者等から受けた苦情、意見、提案、要望、不満等については、包括的に苦情受付担当者に報告することとしており、2月17日(月)に今年度の苦情統括会議を開催し、第三者委員に苦情内容等とともに報告を行った。

また、平成25年度当初、浮間ハイマート利用者(母親)から第三者委員へ直接苦情の申出があり、第三者委員がその対応を行った。苦情の内容は、浮間ハイマート職員が子育てに関し必要としない介入をする、というものであった。しかし、聴取の結果、当該利用者は、施設に対し何か具体的な改善を望むものではないという意思を第三者委員に伝えた。施設は今後もできる限りコミュニケーションをとるよう対応している。

なお、苦情内容の主なものについては、協会ホームページに掲載することとしている。

14. 永年勤続表彰

職員永年勤続表彰は、30年勤続者1名、20年勤続者3名、10年勤続者9名、計13名について平成26年1月17日(金)に実施した。

15. 内部経理監査の実施

- ・平成 25 年 11 月 18 日 王子隣保館保育園
- ・平成 25 年 11 月 18 日 東日暮里サービスセンター

事務担当職員の事務処理能力の向上と事務の適正処理を図るため、経理事務を重点に法人内部経理監査を実施した。

16. 監事監査の実施

(監査内容) 平成 24 年度事業の実施状況及び収支決算の状況

(監査日) 平成 25 年 5 月 14 日 (火)

(理事会、評議員会への報告) 平成 25 年 5 月 20 日 (月)

17. 東京都の指導検査等

平成 25 年度は、8 月 2 日に方南隣保館保育園に対して東京都の実地検査が行われた。文書によって指摘された事項はなかった。

なお、当日口頭指導された事項については速やかに改善を図った。

18. 理事会の開催状況

理事会の開催	議 案 ・ 報 告
第 1 回 平成 25 年 5 月 20 日	第 1 号 平成 24 年度事業報告及び収支決算について 第 2 号 平成 24 年度資金運用状況報告について 第 3 号 方南隣保館保育園改築基本計画の一部修正について 第 4 号 評議員の選出について 第 5 号 理事長の互選について 緊急提案 1 5 月 31 日付理事長の退任及び 6 月 1 日付新理事長の互選について 緊急提案 2 6 月 1 日付評議員の退任及び 6 月 2 日付新評議員の選出について 報告事項 1. 東日暮里地域包括支援センター公募への応募について 2. 浮間ハイマート利用者の自殺未遂について
第 2 回 平成 25 年 9 月 18 日	第 1 号 方南隣保館保育園改築に係る基本財産(現建物: 方南隣保館保育園及びスタルト方南)の処分について 第 2 号 方南隣保館保育園仮設園舎工事に係る入札参加条件及び指名業者選定基準の設定について

	第3号 旧北園小跡地(北区赤羽北)の特養・保育所の整備について 報告事項 東日暮里地域包括支援センター公募結果等について
第3回 平成25年10月21日	第1号 方南隣保館保育園仮設園舎工事入札に係る指名業者の選定について 報告事項 新特養・保育所(北区赤羽北)の設置・経営に係る経過について
第4回 平成25年11月18日	第1号 方南隣保館保育園仮設園舎工事に係る入札結果に基づく工事請負契約の締結について 第2号 方南隣保館保育園本園舎工事に係る入札参加条件及び指名業者選定基準の設定について 第3号 方南隣保館保育園改築に係る補助金協議及び独立行政法人福祉医療機構からの借入について 第4号 旧北園小跡地(北区赤羽北)の特養・保育所の整備に係る基本方針について 第5号 平成25年度保育士等待遇改善一時金支給要綱の制定について 報告事項 1.母子生活支援施設タルト方南の廃止申請書の提出について 2.指定管理施設の継続指定について 3.浮間さくら荘の現行エレベーターについて 4.浮間さくら荘の利用者(死亡)の家族からの訴訟について
第5回 平成26年2月6日	第1号 方南隣保館保育園本園舎工事入札に係る指名業者の選定について 報告事項 新特養・保育所(北区赤羽北)の設置・経営に係る経過について
第6回 平成26年3月6日	第1号 方南隣保館保育園本園舎工事の入札結果に基づく工事請負契約の締結について 報告事項 新特養・保育所複合施設の設置・経営に係る経過について
第7回 平成26年3月20日	第1号 平成25年度収支補正予算について 第2号 平成26年度事業計画及び収支予算について 第3号 平成26年度資金運用計画について 第4号 苦情解決制度第三者委員の選任について 第5号 施設長の任免について

	<p>第6号 高齢者施設の運営規程改正について</p> <p>報告事項 1.スタルト方南の廃止に向けた対応について 2.方南隣保館保育園改築に係る経過について 3.新特養・保育所(北区赤羽北)の設置・経営に係る経過等について 4.浮間さくら荘の利用者(死亡)の家族からの訴訟に係る経過について</p>
--	--

19. 評議員会の開催状況

評議員会の開催	議 案 ・ 報 告
第1回 平成25年5月20日	<p>第1号 平成24年度事業報告及び収支決算について</p> <p>第2号 方南隣保館保育園改築基本計画の一部修正について</p> <p>第3号 理事・監事の選任について</p> <p>緊急提案 6月1日付理事の退任及び6月2日付新理事の選任について</p> <p>報告事項 1.東日暮里地域包括支援センター公募への応募について 2.浮間ハイマート利用者の自殺未遂について</p>
第2回 平成25年9月18日	<p>第1号 方南隣保館保育園改築に係る基本財産(現建物;方南隣保館保育園及びスタルト方南)の処分について</p> <p>第2号 旧北園小跡地(北区赤羽北)の特養・保育所の整備について</p> <p>報告事項 東日暮里地域包括支援センター公募結果等について</p>
第3回 平成25年11月18日	<p>第1号 方南隣保館保育園改築に係る補助金協議及び独立行政法人福祉医療機構からの借入について</p> <p>第2号 旧北園小跡地(北区赤羽北)の特養・保育所の整備に係る基本方針について</p> <p>第3号 平成25年度保育士等待遇改善一時金支給要綱の制定について</p> <p>報告事項 1.母子生活支援施設スタルト方南の廃止申請書の提出について 2.指定管理施設の継続指定について 3.浮間さくら荘の現行エレベーターについて 4.浮間さくら荘の利用者(死亡)の家族からの訴訟について</p>

第4回 平成26年3月20日	第1号 平成25年度収支補正予算について 第2号 平成26年度事業計画及び収支予算について 第3号 苦情解決制度第三者委員の選任について 第4号 高齢者施設の運営規程改正について 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> 1.スタルト方南の廃止に向けた対応について 2.方南隣保館保育園改築に係る経過について 3.新特養・保育所(北区赤羽北)の設置・経営に係る経過等について 4.浮間さくら荘の利用者(死亡)の家族からの訴訟に係る経過について
---------------------------------	---

20. 定例の施設長会の開催

原則として、毎月第1週の月曜日（8月を除く）に本部会議室において理事長、常務理事、各施設長、法人本部幹部職員により施設長会を開催した。

当該会議においては、理事会・評議員会の議案、スタルト方南の廃止、方南隣保館保育園の改築、各検討会の進捗状況、苦情解決、感染症予防対策、危機管理、法令遵守、施設利用者の事故、浮間さくら荘の訴訟、浮間ハイマートの利用者自殺未遂、アレルギー児等の誤食事故防止等々について議論や報告が行われた。

21. 施設・事業・職員

施設種類別の事業の結果は以下のとおりであり、各施設の個別具体的な運営状況については、後述する各施設の事業報告のとおりである。

(1) 保育園

施設利用状況

施設別	直営施設				指定管理		合計	
	王子隣保館	方南隣保館	尾久隣保館	八王子隣保館	汐入どらのき	上十条南(荒川区立)		
園児	定員	110人	109人	190人	80人	138人	104人	731人
	現員	116人	118人	203人	84人	136人	104人	761人
	利用率%	105%	108%	107%	105%	99%	100%	104%

注：現員は、平成25年度平均

(2) 母子生活支援施設

施設利用状況

施設名	定員	利用現員	備考
スタルト方南	20世帯・60人	0世帯・0人	
ハイツ尾竹	20世帯・64人	18世帯・43人	
● 浮間ハイマート	24世帯・72人	14世帯・33人	暫定18世帯
● 弥生荘	20世帯・64人	18世帯・41人	暫定19世帯
合計	84世帯・260人	50世帯・117人	

注：利用現員は、平成26年3月31日現在

(3) 高齢者福祉施設

①特別養護老人ホーム

施設利用状況

施設名	定員	利用現員	備考	
長寿園	80人	73人	直営施設	
同 ショートステイ	2(3)人	1人		
浮間さくら荘	60人	57人	指定管理	
同 ショートステイ	5(6)人	6人		
合計	特養 ショートステイ	140人 7(9)人	130人 7人	

注1：利用現員は、平成25年度平均

注2：()内はショートステイ空床利用定員の別掲である。

②デイサービス

施設利用状況（指定管理）

施設名	定員	現員	備考
高齢者在宅サービスセンター浮間さくら荘			特別養護老人ホーム浮間さくら荘に併設
通所介護	35人	27人	
認知症型通所介護	12人	7人	単独施設
東日暮里在宅高齢者通所サービスセンター			
通所介護	40人	28人	
認知症型通所介護	12人	4人	
高齢者在宅サービスセンター長沼			単独施設
通所介護	35人	27人	
認知症型通所介護	12人	7人	

注：現員欄は平成 25 年度平均

③地域包括支援センター

施設利用概要（受託）

施設名	事業概要	利用対象者	備考
浮間さくら荘	各種相談の対応	概ね 65 歳以上の当施設担当地域内居住者（さくら荘は北区内）で在宅で介護を必要とする者等又はその家族	特別養護老人ホーム浮間さくら荘内に併設
地域包括支援センター	介護予防プラン作成件数 3,312 件		
地域包括支援センター長沼	各種相談の対応	概ね 65 歳以上の当施設担当地域内居住者（さくら荘は北区内）で在宅で介護を必要とする者等又はその家族	高齢者在宅サービスセンター長沼内に併設
	介護予防プラン作成件数 3,360 件		

注：平成 25 年度利用実績

④居宅介護支援

施設状況（直営）

施設名	プラン作成件数
指定居宅介護支援事業所 浮間さくら荘	1,243 件
指定居宅介護支援事業所 東日暮里ケアプランセンター	558 件
指定居宅介護支援事業所 長沼	1,167 件

注：平成 25 年度利用実績

⑤訪問介護

施設利用状況（直営）

施設名	区分	年間延利用者数	年間延サービス回数
ホームヘルパーステーション 浮間さくら荘	要支援	1,399 人	1,399 回
	要介護	5,817 人	6,338 回

（4）放課後児童健全育成事業

施設利用状況（受託）

施設名	登録定員	利用現員	備考
三日小学童クラブ	60 人	38 人	荒川区立第三日暮里小学校内

注：利用現員は平成 25 年度の平均利用者数

(5) 職員の配置状況

施設・事業		保育園	母子生活支援施設	特別養護老人ホーム	デイサービス	地域包括支援センター	訪問介護	居宅介護支援	学童クラブ	計	法人本部
職種											
施設長現員		6	4	2	3 (1)	2 (2)	1 (1)	3 (3)	1 (1)	22 (8)	1
職員現員	正規	149	26	71	21	11	2	8	3	291	4
	非正規	97	21	34	67	9	13	1	4	246	1

①正規職員の平均年齢 39.2 歳

②同平均勤続年数 7.7 年

注 1：法人本部に限り施設長欄は常務理事と読み替える。施設長欄の（ ）書は兼務者数の再掲。

注 2：現員は、平成 26 年 3 月 31 日現在

(6) 正規職員の採用・退職状況

① 採用

	保育園	母子施設	高齢者施設等	計
25 年度採用数	35	2	8	45
うち新規学卒	23	0	0	23
平均年齢	24	40	44	28

② 退職

	保育園	母子施設	高齢者施設等	計
25 年度退職数	17	2	15	34
平均勤続年数	4	10	9	6
平均年齢	27	43	44	35

（定年退職者 3 名を含む）